

(公 印 省 略)

生 福 第 2 1 0 0 号

平 成 3 0 年 3 月 2 7 日

指定介護機関 各位

(居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導)

大分市福祉事務所

生活福祉課長 福田 俊和

## 「居宅療養管理指導 開始・終了連絡票（兼介護券請求票）」の運用開始について（通知）

生活保護法による医療扶助及び介護扶助の実施につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、現在、介護報酬（介護扶助費）の請求に必要な介護券については、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成のうえ、福祉事務所へ提出したケアプラン（サービス提供票及び別表）の記載内容を元に、福祉事務所が介護扶助の決定を行ったうえで介護券を各サービス提供事業者あてに送付しています。

しかしながら、居宅療養管理指導については、ケアプラン（サービス提供票及び別表）への記載が必須ではないことから、福祉事務所の担当職員がサービス利用の開始及び終了を把握することができず、介護券の発券が円滑に行えないケースが散見されます。

このたび、サービス利用の状況を早期に把握し、介護券の発券を円滑に行うため、下記の要領で「居宅療養管理指導 開始・終了連絡票（兼介護券請求票）」の運用を開始しますので、確認のうえ、活用いただきますようお願いいたします。

記

### 1. 「居宅療養管理指導 開始・終了連絡票（兼介護券請求票）」の運用開始日

平成30年4月1日から

### 2. 「居宅療養管理指導 開始・終了連絡票（兼介護券請求票）」の使い方

下記のいずれかに該当する際に大分市福祉事務所生活福祉課あてに「居宅療養管理指導 開始・終了連絡票（兼介護券請求票）」を提出（郵送またはFAX）してください。

①生活保護受給者に対して、「居宅療養管理指導」を開始するとき

②生活保護受給者に対して、実施している「居宅療養管理指導」を終了するとき

福祉事務所では、提出いただいた「居宅療養管理指導 開始・終了連絡票（兼介護券請求票）」の内容を確認したうえで、介護券の発券を行います。

「居宅療養管理指導 開始・終了連絡票（兼介護券請求票）」の記載方法については、別紙を参照してください。

なお今後、医療券（調剤券）の追加請求票を利用しての介護券の請求があった場合には、対応できませんので、ご注意ください。

大分市福祉事務所 生活福祉課

医療担当班 佐野・梶原

電話 097（537）5621（班直通）